

平成29年度

JAなんすん農業経営支援制度のご案内



農家組合員の農業経営を支援するJAなんすんの助成制度です

対象作物	対策名	内 容	助成金額
作物 全般	農業用ハウス対策	農業用ハウス新設に関わる費用の一部助成 ※10万円以上の事業に限ります	費用の20% 1事業あたり上限100万円
		農業用ハウス改修・付属設備に関わる費用の一部助成 ※10万円以上の事業に限ります	費用の20% 1事業あたり上限30万円
	有害鳥獣被害対策	電気柵等の設置に関わる費用の一部助成 ※3万円以上の事業に限ります	費用の20% 1事業あたり上限5万円
	新規就農者対策	生産資材に関わる費用の一部助成 ※青年就農給付金または農業次世代人材投資事業(経営開始型)を受給している方に限ります	費用の20% 1農業者あたり上限20万円
柑 橘	柑橘改植促進対策	由良・寿太郎・峰太・陽一郎の苗木費用の一部助成	苗木1本当たり200円
	柑橘品質向上対策	生産資材に関わる費用の一部助成 ※対象品目は各営農経済センターにお問い合わせ下さい	費用の20%
茶	茶改植促進対策	茶の苗木費用の一部助成	苗木1本当たり30円
	茶中刈促進対策	中刈費用の一部助成	1aあたり1,000円 1事業あたり上限5万円
	茶転作促進対策	転作に関わる費用の一部助成 ※転作物物は生産部会のある作物に限ります	費用の20% 1事業あたり上限10万円
	茶品質向上対策	生産資材に関わる費用の一部助成 ※対象品目は各営農経済センターにお問い合わせ下さい	費用の20%
畜 産	畜産飼料対策	飼料購入費用の一部助成	費用の3% 1農業者あたり上限200万円

裏面もご覧ください。



【必要書類のご案内】

下記の農業経営支援制度をご利用いただく場合は事前・事後に申請手続きが必要となります

対策名		必要書類					
		事前				事後	
		事業実施場所 及び面積の分 かるもの	事業実施前 の写真 2 枚 以上	ハウス図面 (カタログ)	見積書	領収書	事業実施後の写真 2 枚以上 (申請日から 3 カ月以内)
農業用 ハウス対策	新設	○	○	○	○	○	○
	改修 付属設備	○	○	—	○	○	○
有害鳥獣被害対策		○	○	—	○	○	○ ※電源装置・適合マーク・ 漏電遮断機の確認等
新規就農者対策		青年就農給付金・農業次世代人材投資事業（経営開始型） 交付決定通知および申請時添付書類				確定申告書写 （年度終了後）	
茶中刈促進対策		○	○	—	—	—	○
茶転作促進対策		○	○	—	○	○	○ ※転作作物がわかるもの

※上記以外の書類をご提出いただく場合がございます。

※申請内容によっては、対応しかねる場合がございますのでご了承ください。

※助成金は原則、所定の事業完了報告書をご提出いただいた後、ご本人口座に入金致します。

※詳細については、下記までお問い合わせください。

❀お申し込み・お問い合わせ❀

南部営農経済センター	沼津市西浦平沢 6-4	☎942-2835
ナックセンター	沼津市下香貫字上障子 415-1	☎931-3132
西部営農経済センター	沼津市東原 337-2	☎967-8217
東部営農経済センター	長泉町下土狩 1029-1	☎986-1852
北部営農経済センター	裾野市御宿 690	☎997-1249

